

計画事業と目標（障害者計画）

（1） 計画の目標

ノーマライゼーションの理念のもと、障害者基本法の目的である障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを踏まえ、障害者一人ひとりが地域の一員として尊重され、地域の中で自分らしい自立した暮らしを続けることができるまちを目指します。

（2） 基本的考え方

障害者（児）の関する課題に対応するため、次のような基本的考え方に沿って、施策を推進していきます。

障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自らその居住する場所や必要とする障害福祉サービスを選択し、障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

障害のある人が、住み慣れた地域で、自己実現を図り、主体性自立性をもって日々の生活を送るためには、多様なサービスの提供が求められます。特に地域で自立して暮らすために必要となる情報提供や相談窓口の充実、グループホームの設置や、ホームヘルプサービス、ショートステイ等の多様なサービスの提供を進めます。また、緊急時や災害時にも適切な対応ができるよう防災・安全対策の充実を図ります。

障害のある人が地域において自立した日常生活及び社会生活を送るためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の確保が重要です。そのため適切かつ専門的な相談支援が実施できる体制を確保するとともに、事業者、雇用、医療など関連する分野の関係者からなる障害者地域自立支援協議会を設置するなど相談支援のネットワークを構築します。

入所施設による支援が真に必要な障害者の利用と、施設から地域への移行を積極的に支援する機能や、グループホームの緊急時のバックアップ機能など在宅福祉を補完する機能を強化した施設を整備します。

障害者が地域で自立した生活を送っていくには、障害者が働く意欲と能力を高められるように支援するとともに、その意欲と能力に応じて働けるようにしていくことが重要です。そのために、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行うとともに、公共職業安定所等と連携を図り、職場を開拓するとともに、障害の特性に応じた就労支援策を推進します。

また、障害者の就労支援を図るためには、生活面と就労面の支援を切れ目なく行うことが必要であるため、福祉、保健、雇用等の関係機関による就労支援に係るネットワークを構築します。

障害の早期発見、早期療育を推進するため、保健、医療、教育等の多様な関係機関と連携し、健診及び相談の充実を図ります。

保護者の理解と協力のもと、発達段階に応じた個別の支援計画を作成するとともに、関係機関との情報の共有化等により、乳幼児期から就学期、卒業後にいたる継続した支援を進めます。

また、就学後の療育機会の拡充や特別支援教育の充実を図るとともに、障害や福祉サービスに関する情報提供を積極的に行っていきます。

障害者をはじめ、すべての人が住みなれた地域で安全で、快適な生活を送っていただけるよう、また、積極的に社会参加ができるよう、ユニバーサルデザイン*の考え方を取り入れたひとにやさしいまちづくりを進めます。そのために、文京区福祉環境整備要綱に基づき、区内の公共的性格を有する建築物を、建築主の協力により誰でも利用しやすいよう整備を進めるとともに、区道、公園、公衆トイレ等のバリアフリー化を推進します。また、ハード面の整備に合わせて、心のバリアフリーや情報のバリアフリーの実現を目指します。

障害者が住み慣れた地域で豊かな生活を送るためには、必要なサービス提供とともに、地域での相談や情報提供の充実など、きめ細かな、多岐にわたる施策の推進が必要となります。

また、一人ひとりの障害の程度や様々なライフステージに対応したサービスを適切に提供していくためには、行政だけではなく、社会福祉法人やボランティア、NPO、民間福祉団体などが果たす役割が重要となっており、地域福祉の主要な担い手として支援していきます。

障害のある人に対する人々の理解は深まりつつあります。しかし、まだ偏見や誤解のために社会生活において差別を受けるといった実態もあります。障害のある人もない人も、ともに生きる社会を実現するためには、障害についての正しい知識を広め、障害に対する理解を深めていくことが必要です。そのため様々な機会を通じて意識啓発に努めるとともに、障害者と地域の交流を推進します。

また、障害者がスポーツ、文化活動など社会のあらゆる分野へ自発的に参加できるよう支援していきます。

ユニバーサルデザイン あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。